

フロン排出抑制法の充填、回収及び点検に係る十分な知見を有する者の一覧

資 格 等	回 収	充 填 点 検
第一種冷媒フロン類取扱技術者 【一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会】	○	○
第二種冷媒フロン類取扱技術者 【一般財団法人日本冷媒・環境保全機構】	○	○※ ¹
冷媒回収技術者 【一般財団法人日本冷媒・環境保全機構冷媒回収推進・技術センター】	○	×
第一種・第二種・第三種冷凍機械責任者免状交付者 【高圧ガス保安法】	○	△※ ²
冷凍空気調和機器施工技能士 【職業能力開発促進法】	○	△※ ²
冷凍空調施設工事業所の冷凍空調工事保安管理者 【高圧ガス保安協会】	○	△※ ²
冷凍空調技士 【公益社団法人日本冷凍空調学会】	○	△※ ²
技術士（機械部門） 【技術士法】	○	×
自動車電気装置整備士 （平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験による資格取得者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会受講者）	○	△※ ² ※ ³
甲種・乙種・丙種化学責任者免状交付者 甲種・乙種機械責任者免状交付者 （製造又は品質管理に関する実務経験5年以上） 【高圧ガス保安法】	×	△※ ²
第一種特定製品の冷媒の充填（整備や点検）に3年以上従事し、高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し違反したことがない者	×	△※ ²

※¹ 圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が25kW以下のエアコンディショナー若しくは15kW以下の冷蔵機器及び冷凍機器に限る。

※² 充填（点検）に必要となる知識等の習得を伴う講習（環境省及び経済産業省が認めたものに限る。）を受講した者に限る。

※³ 対象は自動車に搭載された第一種特定製品に限る。

注）充填及び点検については、平成27年4月1日現在、上記に掲げる要件を満たさない場合、平成28年3月31日までにこれらの要件を満たすこと。